

令和2年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和2年6月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和2年6月25日(木) 午後2時

出席委員 8名

3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広 5番 中野 浩光

6番 三宅 正恭 8番 岩田 房喜 9番 石塚 芳政

12番 水野 格廉 13番 石川 雄二

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 6名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 7番 日下部 錠一

10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

猪子 勝三 早川 由信 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己

主 事 池山 将司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第7号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件について

【報告第7号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 8件

【報告第8号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 11件

【報告第9号】

・農地利用配分計画について(中間管理機構)

2 その他

清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について

会 長 皆さん、こんにちは。

梅雨の季節となり蒸し暑い日々が続きますが、田には水が入り、各地区においてもすでに田植えの終わったところ、これからのところ、まだ、水が入らずご苦労されているところ、いろいろあろうかと思えます。

また、前月同様、今月も感染拡大防止の観点より、農業委員会が開催できる最少人数で開催いたします。委員の皆様におかれましてはご出席ありがとうございます。

では、只今から、令和2年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。さきほど申し上げたように本日の出席議員は8名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と9番石塚 芳政（いしづか よしまさ）委員をお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第7号】

・農地法第5条の規定による許可申請 2件

（2） 報告案件について

【報告第7号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 8件

【報告第8号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 11件

【報告第9号】

・農地利用配分計画について（中間管理機構）

それでは、【議案第7号】 農地法第5条の規定による許可申請2件を議題といたします。

1件目5番より事務局に説明を求めます。

議案7、番号5をご覧ください。

申請地は、_____番__、__番__、__筆 登記、現況共に__で面積は合計で____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場にする予定です。

申請者の_____は、_____に本社を置き、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人です。順調に業績を伸ばしており、トラックを駐車するスペースがなく、駐車場の拡張を検討していたところ、申請地所有者より土地売買の承諾を得ることができ、本申請に至りました。

事 務 局

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であるため、農地区分は「運用通知第2の1の(1) オー(ア)ーb」に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は石川委員になりますが、
石 川 委 員 問題ありません、
会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

2件目6番より事務局に説明を求めます。

議案7号、番号6をご覧ください。

申請地は、_____番、__番、__番、__番、__番、5筆 登記、現況共に田で面積は合計で____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場にする予定です。

事 務 局

申請者の_____は、_____に本社を置き、一般貨物運送事業を主な業務とする法人です。本社付近に4か所駐車場を整備しているが、手狭であり、新たに駐車場の整備を検討していたところ、申請地所有者より土地売買の承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日入口より概ね150m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農

地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は私になります。
申請については問題ありません。他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、
よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

次に、(2) 報告案件に入ります。

【報告第7号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 番号3、_____番で登記田、現況畑です。
こちら 八木委員の案件になります。

八木委員 問題ありません。

ありがとうございます。

番号4から8まで隣接する場所になります。

_____番__で登記、現況ともに畑です。

次に、同じく___番__で登記畑、現況その他です。

次に、同じく___番__で登記田、現況雑種地です。

事務局 次に、同じく___番__で登記、現況ともに田です。

次に、同じく___番__で登記、現況ともに田です。

次に、同じく___番__で登記、現況ともに畑です。

次に、同じく___番__で登記田、現況雑種地です。

次に、同じく___番__で登記田、現況雑種地です。

最後に、同じく___番__で登記、現況ともに畑です。

以上9筆になります。こちら三宅委員の案件になります。

三宅委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 番号9、_____番で登記田、現況畑です。
こちら 浅井委員の案件になります。

浅井委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 番号 10、_____番__で登記、現況ともに畑です。
こちら 中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

会長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。

石塚委員 番号4から番号8までについて用途が開発道路となっているが、この道路はだれが管理するのか。

事務局 申請書を見る限り、新たに開発されている道路の幅員は6mあり、広い道になります。誰が管理するかまでは明記されていませんが、分譲住宅が建築されるため、分譲住宅の購入者になるのか、広くきれいな道となるため、市に寄付を考えているのかもかもしれません。

八木委員 ありがとうございます。

会長 ほかに質問等ありませんか。
無ければ、次に入ります。
続きまして、【報告第8号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 番号7、_____番__で登記、現況ともに畑です。
こちら、岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 番号8、_____番__で登記、現況ともに畑です。
こちら、早川推進委員の案件ですが、事前に問題なしと連絡を受けております。
ありがとうございます。

事務局 番号9、_____番__で登記田、現況畑です。
こちら、堀田推進委員の案件ですが、事前に問題なしと連絡を受けております。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 10、_____番で登記田、現況畑、_____番で登記田、現況宅地です。

八木委員 こちら、八木委員の案件になります。

事務局 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 11、_____番__で登記、現況ともに畑です。

石塚委員 こちら、石塚委員の案件になります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 12、_____番__で登記、現況ともに畑です。

岩田委員 こちら、岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 13、_____番__で登記田、現況雑種地です。

事務局 こちら、伊藤委員の案件ですが、事前に問題なしと連絡を受けております。

事務局 番号 14、_____番__で登記、現況ともに畑です。

石塚委員 こちら、石塚委員の案件になります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 15、_____番で登記、現況ともに畑です。

八木委員 こちら、八木委員の案件になります。

八木委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 番号 16、_____番で登記、現況ともに畑です。

事務局 こちら、林委員の案件ですが、事前に問題なしと連絡を受けております。

事務局 番号 17、_____番__で登記、現況ともに田です。

中野委員 こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

事務局 以上、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会 長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。
無ければ、次に入ります。
続きまして、【報告第9号】農用地利用配分計画についてですが、事務局より資料がないとのことであり、次月に持ち越します。
その他、清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。
事務局お願いします。

事務局 はい会長。
その他としまして農地利用最適化推進委員候補者評価委員につきまして、お話いたします。
農業委員会等に関する法律の改正により、平成29年10月より農業委員とは別に、農業委員会が農地利用最適化推進委員を選任することとなりました。
選任にあたり、本市では農地利用最適化推進委員評価委員会を設置し、応募者について評価基準等により選任していただいております。
この評価委員につきましては清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第3条第1項により委員の数は5人以内、同条第2項第1号から5号の該当者より選出するとありますので選考につきまして農業委員会にておはかり願いたいと思います。

会 長 ただ今事務局より清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員につきまして説明がありました。
委員につきましては、私より一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第3条第2項1号により私が、同項第2号により中野浩光委員、浅井尊弘委員を、同項第3号により栗本市民環境部長を、同項第4号により石田事務局長を選任したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

中野浩光委員、浅井尊弘委員、石田事務局長よろしいでしょうか。

(了解しました)

それでは栗本市民環境部長には後ほどご依頼いたします。

事務局他にありますか。

事務局 特にございませぬ。

会

長 それでは、次回の開催について確認します。

次回につきましては、このまま小康状態が続けば通常通りの全員参加で行う予定であります。

日時は令和2年7月22日、水曜日、午後2時から、清須市役所南館3階 大会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和2年度第3回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。